

2 5 陳 情 第 2 2 号	容器包装リサイクル法改正に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 5 年 9 月 2 日 受 理、平成 2 5 年 9 月 2 0 日 付 託
陳 情 者	新宿区西新宿 _____ _____ 会 長 _____

## ( 要 旨 )

「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を国会に提出してください。

## ( 理 由 )

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で自治体が行うことになっているため、リサイクルが優先し、上位法である循環型社会形成推進基本法にそった、製造から消費までの循環型システムの構築がなされていません。

このため、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが実態で、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集している現状では、リサイクルに必要な総費用のうち約 8 割が製品価格に内部化されていません。このため、容器包装を選択する事業者は、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、事業者のごみを減らすための容器改良へ努力が不十分です。そこで、2011年8月に3R全国ネットから国会に提出した「容器包装リサイクル法を見直し発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める請願」に全国からも意見書がだされ衆参両院の環境委員会で採択されました。当団体はこの件につき区議会陳情をおこない採択され、新宿区議会から意見書が関係省庁に提出されました。

今日、気候変動防止の観点からも資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、ごみ減量への事業者責任の強化が不可欠となっています。つきましては、一日も早く持続可能な循環型社会へ転換することが必要であると考え陳情いたします。